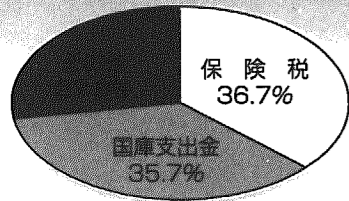


## 国保の財源構成

(平成9年度・厚生省資料より)



保険税は国保（国民健康保険）加入者の皆さんが病気やケガをした時の医療費に当てられる貴重な財源です。この保険税が不足すると私たちは十分な給付が受けられなくなり、医療費の負担も大きくなってしまいます。保険税は、自分のためみんなのために必ず納めなくてはなりません。

## たとえば…

4人家族で 営業所得 2,000,000円 固定資産税額 73,100円 2人が介護保険に加入 (40歳~64歳に該当)

医療費分 上限 530,000円	○所得割	(2,000,000円-330,000円)×6.5% =108,550円	介護分 上限 50,000円	○所得割	(2,000,000円-330,000円)×0.8% =13,360円
	○資産割	73,100円×25.3%=18,494円		○均等割	2人×8,000円=16,000円
	○均等割	4人×22,000円=88,000円			
	○平等割	1世帯当り =25,000円			
		(240,044円)			(29,360円)
		① 240,000円			② 29,300円
					①+②=年税額 269,300円

## 保険料は納期限内に納めましょう

### ◎保険税を長い間納めないでいると、保険証を返してもらいます。

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、未納期間に応じて、下のような措置がとられます。どうしても納付が困難なときは早めに国保担当窓口にご相談しましょう。

- 1 保険証を返してもらい、「被保険者資格証明書」を交付します。これにより、医療費がいったん全額自己負担になります。
- 2 保険給付の全部または一部が差し止められます。
- 3 1、2の措置を受けても納付しないときは、差し止めている給付から滞納分が控除されます。
- 4 財産の差し押えなどの処分を受けます。

### ◎保険税の納付は口座振替に

口座振替にすれば、わざわざ納めに行く手間がはぶけ、うっかりと納め忘れをすることもなく、確実に納められます。納税通知書、預金通帳、印鑑を持って金融機関または、税務課窓口へ

## 『税に関する相談会』を開催します

下記日程により、税に関する相談会を開催します。普段疑問に思うことや納税に関することなど何でもOKです。お気軽にご相談ください。なお、質問の内容によっては、回答にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

日程	7月22日(土) AM10:00~2:00	7月23日(日) AM10:00~2:00	7月24日(月) PM5:00~8:00	7月26日(水) PM5:00~8:00	7月29日(金) PM4:00~7:00
岩室村役場	○	○	○		
農村環境改善センター				○	
間瀬地区公民館					○

# 皆さん一人ひとりの 保険税が国保を支えています。

税務課 ☎82-5716

## 保険税の決め方

その年に予測される医療から国などの補助金と私たちが病院で支払う一部負担を差し引いた分が皆さんの保険税となります。

$$\begin{matrix} \text{その年に} \\ \text{予測される} \\ \text{医療費} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{国や地方} \\ \text{自治体など} \\ \text{の補助金} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{病院で} \\ \text{支払う} \\ \text{一部負担金} \end{matrix} = \text{保険税}$$

## 1世帯当たりの保険税額

保険税の決め方は、保険税の総額を下の4つの項目をもとに算定し、それらを組み合わせることで1世帯ごとの保険税が決まりますが、岩室村では下記のとおりとなりました。

平等割額 1世帯いくらと計算	均等割 世帯の加入者数 に応じて計算	所得割 世帯の収入に 応じて計算	資産割額 世帯の資産に 応じて計算
25,000円	22,000円	6.5%	25.3%

## 40歳以上の人は介護保険分と合わせて納めます

40歳になると、みなさんは、介護保険に加入することになります。介護保険の決め方や納め方は、第1号被保険者と第2号被保険者とでは違います。

